平成２５年（フ）第１６５号
沖縄県豊見城市字伊良波511番地６
債務者　比嘉真奈美（旧姓西原）
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７１号
沖縄県那覇市字国場245番地　大嶺アパート302
債務者　玉寄　篤史
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６４号
青森県弘前市大字城南１丁目11番地１　アネックス城南１－Ａ号
債務者　土岐　健一
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２９４号
北九州市小倉北区大手町10番50―515号
債務者　芦田　洋介
１　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８７号
青森市大字幸畑字松元49番地19
債務者　中村　孝治
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
愛知県常滑市山方町４丁目35番地　市営東平井住宅ＮＯ．２
債務者　成田　勝美
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１７号
愛知県春日井市坂下町２丁目1091番地２　坂下ハイム306号
債務者　大角　麻紀
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３２号
大阪市大正区小林西１丁目６番20号
債務者　比嘉　宏行
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５２号
大阪市中央区常盤町２丁目２番10―611号
債務者　前原美代子
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５３号
大阪府東大阪市弥生町４番１号
債務者　吉田　博文
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５６号
大阪市鶴見区諸口６丁目15番33―601号
債務者　佐藤　健二
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７２号
大阪市東淀川区西淡路５丁目２番15号　ドゥエルブルージュⅠ－３Ｂ
債務者　山本惠美子（旧姓鳥生）
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７８号
大阪市大正区平尾３丁目９番７号　三晃マンション402号、前住所大阪市西成区山王２丁目３番16号
債務者　坂口　　明
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９３号
大阪市此花区高見１丁目４番54―1010号
債務者　谷塞　正司
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９８号
大阪府東大阪市川田１丁目11番13号
債務者　大西　弘之
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９９号
大阪府東大阪市川田１丁目11番13号
債務者　大西　悦子
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０３号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目９番７号
債務者　河中　浩二
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部